

(約款の適用)

第1条 行田ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は「ぎょうだ光電話サービス契約利用規約」(以下本規約といいます。)を定め「ぎょうだ光電話」(以下総称して「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスは当社が東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)が提供する「光コラボレーションモデル」を活用し、当社が本サービスの契約者に対し「音声利用IP通信網サービス」と当社のサービスを一時的に提供するものです。

3 本サービスの提供条件については、本規約に定めのある場合を除き、NTT東日本の「IP通信網サービス契約約款」、「音声利用IP通信サービス契約約款」、「端末設備貸出サービスに係る利用規約」によります。

4 当社及びNTT東日本がホームページ、その他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本規約の一部を構成するものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、料金、その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

(サービスの種類)

第3条 本サービスの対象は次の通りとします。

ぎょうだ光電話	NTT東日本が定める「音声利用IP通信網サービス契約約款」の第2種サービス メニュー1-1 及び 1-2、2、3 に係るもの。主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信 回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。)を使用する 当社のIP電話サービス
---------	---

2 本サービスはNTT東日本の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分があります。

3 本サービスはNTT東日本または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

(サービス提供区域)

第4条 本サービスはNTT東日本のIP通信網サービス契約約款第6条によって定められた提供区域に提供します。

2 前項の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合は、本サービスを提供しない場合があります。

(契約の種別)

第5条 本サービスはNTT東日本の提供する光コラボレーションモデルを活用した「音声利用IP通信網サービス」、「端末設備貸出サービス」を提供します。

2 本サービスに臨時IP通信網サービス契約はありません。

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第7条 本サービスの終端は、NTT東日本がIP通信網サービス契約約款第9条で定める条件の終端とします。

(契約申込の方法等)

第8条 本サービスを申込み(本規約 第8条の方法も含む)ときは、次の事項について当社指定の様式にて提出していただきます。

- (1) 本規約第3条のサービス種類
- (2) 契約者の氏名(ぎょうだ光の契約者と同一の氏名とします)
- (3) 契約者の連絡先
- (4) 本サービスの回線の終端の場所
- (5) 料金の支払い方法(支払い先口座、クレジットカード払い、請求書送付先等)
- (6) その他当社が指定する事項

2 本サービスの申込みに際し、契約者本人(契約者が法人である場合も含みます。)である公的な証明となる書類(当社が許諾した場合は、書類の写しも可)の提出を求める場合があります。

3 本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの(以下「代行者」といいます。)が代行して申込み場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

(契約申込の承諾)

第9条 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってNTT東日本に回線の開通や転用の諾否を照会しNTT東日本が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。

2 当社が契約申込みを承諾したときを以て、契約締結とします。

3 NTT東日本が回線の開通や転用を承諾しなかった場合、または当社が申込みを承諾しなかった場合、またその両方において、当社は一切の責任を負いません。

4 当社は本条第1項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの契約者とぎょうだ光の契約者が同一のものにならないとき
- (2) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
- (3) 申込みをした者が工事に関する費用、その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき
- (4) その他当社の業務遂行上、支障があるとき
- (5) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)と判断される場合
- (6) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

(利用者情報の提供)

第10条 本サービス契約者の情報について当社はNTT東日本に通知しNTT東日本はそれらを記録・保管します。

- (1) 契約者の氏名
- (2) 回線の設置場所住所
- (3) 書類等の送付先住所

(契約者回線等番号)

第11条 契約者回線等番号は、NTT東日本のIP通信網サービス契約約款第15条 第1項、第2項の定めるところにより、1の契約者回線等ごとに割り当てます。

2 NTT東日本及び当社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。

(契約内容の変更)

第12条 本サービスの契約者は転居等、回線の終端場所を移動(以下、「移転」といいます。)するにあたり、当社およびNTT東日本が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

(サービス回線の移転)

第13条 サービス契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする本サービス回線の移転を申込みことができます。

(サービスの一時中断)

第14条 本サービスの利用の一時中断は請求できません。

(サービス契約に係る契約上の地位の譲渡)

第15条 本サービス契約のみの地位の譲渡はできません。本サービスの地位の承継、譲渡を行う場合はぎょうだ光の地位の承継、譲渡等の手続きが必要になります。

(サービス利用権の譲渡)

第16条 本サービスの利用権は譲渡できません。

(当社が行うサービス契約の解除)

第17条 当社は次のいずれかに該当する場合、本サービスの契約を解除することがあります。

- (1) NTT東日本から当社に対し、本サービスの契約を解除された場合
- (2) 本サービスの契約者が本規約に反した場合

(サービス契約者が行うサービス契約の解除)

第18条 本サービス契約者が当社に対し本サービス契約の解除をする場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。

2 本サービス契約者が本サービスで利用しているNTT東日本の設備を用い、他社が提供する光コラボレーションモデルを活用した他社サービスを契約する場合、本サービス契約者は本サービスの契約を解除する必要があります。

3 本サービスの契約解除にあたり発生する費用の一切について、本サービス契約者が負担するものとし当

社は負担しません。

(本サービスの契約解除にかかる責任)

第19条 本規約 第17条、第18条の本サービスの契約解除に伴って発生する、本サービス契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。

(本サービスの光回線に提供する付加機能)

第20条 当社は別に定める付加機能を提供します。

(利用中止)

第21条 当社は次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社またはNTT東日本の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 本規約第22条の定めによるとき
- (3) その他当社が必要と判断したとき

(利用停止)

第22条 当社は本サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) その他当社が必要と判断したとき

(発信者番号通知)

第23条 本サービスの回線番号は、その接続先に通知します。

2 本サービス契約者が通知を希望しない場合、当社にその旨の申込みが必要です。

(通信利用の制限等)

第24条 NTT東日本IP通信網サービス契約約款 第36条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。

2 通信が著しく幅狭したときは通信が相手先に着信しないことがあります。

(料金等)

第25条 本サービスの料金等の体系は次の通りとします。

- (1) 初期費用
- (2) 工事費用
- (3) 月額費用
- (4) その他の料金

2 前項各号所定の料金は当社が別に定める通りとします。

3 本サービスの料金は利用した月の翌月に請求します。

(初期費用)

第26条 本サービス契約者は当社に本サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときは当社が別に定める初期費用を支払わなければなりません。

(工事費用)

第27条 本サービス契約書は契約者回線にかかる終端の場所の変更の届出により必要となる工事、その他本規約に定める工事が実施される場合 当社に工事費用を支払うことを要します。なお、本サービス契約者からの工事の申込みの受付、工事の日程等の調整、および工事費用の請求は当社が行い、工事の実施はNTT東日本(NTT東日本の委託先の事業者を含みます。)が行います。

2 前項の工事に着手していたときは、当該工事完了前に本サービス契約の解除がなされたとしても、本サービス契約者は工事費用の全額を当社に支払うことを要します。

(月額費用)

第28条 本サービス契約者は本サービス開始日から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日の期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。

なお、支払い方法については、ぎょうだ光と同一の支払い方法とします。

2 当社は、本規約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払い対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月にかかる本サービスの月額費用を本サービス契約者に請求します。

3 本規約第21条の規定により本サービスが提供中止となったときは、本サービス契約者は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

4 本規約第17条、および第18条の規定により本サービスが契約解除となったときは、本サービス契約者はその期間中の月額費用の支払いを要します。

(NTT東日本の貸与端末等に対する費用の支払義務)

第29条 本サービス契約者は本サービスの解約、移転等で端末変更を行う際はNTT東日本より貸与された端末をNTT東日本へ返却していただく必要があります。未返却によってNTT東日本より当社に対し、端末に関する費用が請求された場合、当社は本サービス契約者に請求し、本サービス契約者は支払義務を負います。

(割増金)

第30条 本サービス契約者は料金の支払いを不法に免れた場合はその免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただくものとします。

(延滞利息)

第31条 本サービス契約者は料金その他債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただくものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合にはこの限りではありません。

(本サービス契約者の維持責任)

第32条 本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するように維持していただきます。

(修理又は復旧の順位)

第33条 修理又は復旧の順位はNTT東日本のIP通信網サービス契約約款第50条の定めによります。

(責任の制限)

第34条 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して48時間以上その状態が連続したときに限り、本条第2項に示す算定方法により、本サービス契約者に対し損害賠償を要するものとします。

2 当社は本条第1項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

(免責)

第35条 当社は本サービス契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは何ら責任も負わないものとします。

2 当社は本サービスに係る設備、その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、本サービスが所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとします。

(契約者の個人情報の取扱いについて)

第36条 当社は保有する契約者個人情報については、別に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき適正に取扱うものとします。

(定めなき事項)

第37条 本規約に定めなき事項についてはNTT東日本の音声利用IP通信網サービスの規定に準じるものとします。また、定めのない事項については疑義が生じた場合は、当社及び契約者は誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

NTT東日本 契約約款集(<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>)

「IP通信網サービス契約約款」(<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/pdf/e08.pdf>)

「音声利用IP通信網サービス契約約款」(<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/pdf/e13.pdf>)

「端末設備貸出サービスに係る利用規約」(<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/appendix/eb13s0052.pdf>)